

中小企業強靱化研究会(第5回)議事概要

■日時:平成31年1月25日(金)15:00~17:00

■場所:経済産業省本館17階 国際会議室

■概要

●議事:中間とりまとめ(案)について

(1)公的支援制度の創設と認定事業者への支援

- ・ 経営力向上計画の認定制度にインセンティブが付与されたことで中小企業の意識が高まり、認定申請が増加した。事業継続力強化計画もインセンティブが措置されており、中小企業の意識が高まるのが想定されるので、その機をとらえ関係者一丸で推進することが重要である。
- ・ (事業継続力強化計画の)認定事業者に対する信用保証料や損害保険料の引下げ等を今後期待。特に、業務災害補償や情報漏洩に係る保険料の引下げ事例を参考に、リスクに見合った保険料の引下げとして、「大臣認定企業向けの保険料の引下げ」と「中小企業・小規模事業者によるチェックリストなどの回答に応じた保険料の引下げ」について検討して欲しい。
- ・ 今後、中小企業・小規模事業者に防災・減災対策や BCP を普及する上で、保険料の引下げに関して損害保険業界に協力をお願いしたい。
- ・ (サプライチェーンの親事業者の働きかけが)下請け中小企業にとって「過大な負担」となる事例の紹介により明確化されたことは重要。
- ・ 中小企業診断士等の専門人材の育成に当たり、連携計画の策定支援等に必要なコーディネートの方法や異業種連携等に関する研修も期待。連携計画の具体的事案の発掘については、各地の中央会と連携して取り組んでいく所存。

(2)保険等のリスクファイナンス

- ・ 保険料は、リスクに見合った対価と募集に要する経費等から構成。ヒト保険とモノ保険や利益保険とでは保険料設定の構造は異なる。リスクの低減や損害の額・頻度等が低下すれば、保険会社はそれらの要因を保険料に反映させる余地はある。
- ・ 既に保険会社では、リスクに応じた保険料設定となっているところ、今後、中小企業の事前対策の効果をどのように保険料へ反映するかは保険会社ごとの判断。中小企業の強靱化のため、リスクファイナンスとして保険の普及や、防災・減災に対する意識の向上に資する取組を行っていく所存。
- ・ 今後、損保会社における具体的な商品設計の検討を期待。
- ・ これまで火災保険への加入事業者に対して、更なる休業補償の需要の喚起は難しかったものの、新たな計画認定制度を契機として、新しい顧客も増える可能性があるため、その点も考慮して欲しい。
- ・ 多くの被災事業者から損害保険に加入して良かったとの声を実感。法律によるPR効果は大きいので、中小企業対策の一環として保険をPRしていく所存。
- ・ 事業者向けアンケート結果では、損害保険の満足度は高い結果となっており、その事実を伝えることも重要。利害関係者は歩み寄って取り組んでいくべき。

(3)普及啓発や人材育成

- ・ 法律ができることで中小企業の強靱化対策が進展することは良い。これまで、自社の経営環境の変化や脅威を意識し、対応することが中々進まなかったが、法律により、意識の高い事業者が取り組むハードルが下がる環境につながる。
- ・ 人材育成に際して、(災害に対する)危険性や恐怖を前提とするのではなく、経営環境の変化から、必要性に気づくことが重要。今回、自律的に進展していく枠組みが出来たので、運用の仕組みとして、「伝え方」や認定基準も発展していくべき。また、様々な災害や事例を踏まえた、「事例集」も充実させていくべき。
- ・ 経営指導員の育成に当たっては、市町村とも連携し、面的なサポートが必要。
- ・ 商工団体は、消費税の引上げ・軽減税率への対応支援もある中、防災・減災についても、施策の周知やBCPの策定支援、損害保険の加入促進に努めていく。
- ・ 中小企業強靱化対策の推進に向け、国・自治体・商工団体・損保会社・親事業者・地域金融機関等の連携が必要となる。
- ・ 連携計画の組成に資する中小企業診断士や中央会指導員向け研修をお願いしたい。また、こうした専門家の地方への派遣をお願いしたい。
- ・ 公共調達との連動が重要。地方公共団体との協定では、公共調達が強く意識される。
- ・ 法律は、意欲の高い事業者を後押しする力は大きい。人材育成に関して、認定制度の審査員たる人材と、全国の中小企業に対して施策を紹介し、BCP策定を支援していく人材が必要。
- ・ 地方自治体と商工団体との連携が重要。今後、条例に基づき県内5地域に設置したみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会では、事業承継に加え、企業BCPについても検討していく。
- ・ 災害の場面では、「顔が見える」関係の構築が重要。日頃から、基礎自治体と商工団体との連携を進めていくことが必要。
- ・ 公的金融機関と商工団体との連携が重要。公的金融機関として、普及施策に積極的に取り組む。
- ・ 人材育成に関して、支援機関への支援も重要。支援機関として、中小企業向けの研修に加え、経営指導員向けの研修も進めていく。

(4) 中小企業を取り巻く関係者に期待される役割

- ・ 経営指導員や中小企業診断士等に対する人材育成等に継続的に取り組めるよう毎年の予算確保やKPI設定が必要。また、経営改革や事業承継等と同列でBCPを捉えることが必要。「継続は力なり」と認識し、経営の強靱化という観点で今後も取り組みを継続する視点が重要。
- ・ BCPという抽象的な言葉ではなく、実際の様々な事象に対して強靱な中小企業になって欲しい。災害や事象により有効な対策は変わるが、今回の「強靱化対策パッケージ」には、標準的で実行性のある取組が具体的に示され、事業者が取り組みやすく、到達可能性が高い。
- ・ 「連携計画」は、互いの「自助」の上で、自助でカバーできない関係を構築するもの。初めから「連携」ありきでは、「連携」に参加するみんなが寄りかかる関係になるので、各参加者は、しっかりとした計画や実行性を高める努力が前提。
- ・ 今回の制度創設後、災害対策の取組の実効性をシビアに捉えることが必要。つまり、計画策定だけでリスクが低下したことにはならず、取組が本当に実効的かのフォローが必要。過去の災害では取組の実効性に関するデータは蓄積されていないが、今後は取組の実効性とインセンティブとを評価する枠組みが必要。
- ・ 「連携」している経営者でも、経営者の意識に温度差。「連携」でも、まずは「自助」での復旧が前提。

- ・ 災害対策の取組の実効性の追求が必要。計画認定と災害へのリスク低減が現実に関連しなければ、保険料で差をつけるのは困難。現状においても保険会社では、リスクに見合った保険料率を設定。情報発信時に当たっては、台風の平均上陸回数の倍増や激甚化など、災害リスクそのものが増大していることに留意が必要。
- ・ 災害対策は、個社ではなく、サプライチェーン全体で対応することが重要。各社の災害への取組は経営判断であるが、今回の施策は、中小企業の(災害への事前の備えの)第一歩を踏み出すための制度として、最初のモチベーション、きっかけとなることを期待。
- ・ サプライチェーンでは、中小企業が重要な役割を果たしている中、こうした法制度で中小企業をサポートしていくのは画期的。こうした取組は永続的に行っていくべきで、経営の根幹に関わるもの。取引先中小企業が、啓発されサポートされていくことは重要。

(5) その他/全般に関して

- ・ 親事業者の立場として、サプライチェーン全体の強靱化が重要。周知に協力していく。
- ・ 「中間とりまとめ」に沿って、強靱化に資する部分は、引き続き、取り組んでいく。
- ・ 法制度化と同時に「中小企業 BCP 策定運用指針」の見直しも必要。指針に「儲かる」との記述があるが、BCP の本質や実行にずれが生じる可能性があり、留意が必要。
- ・ 既存のBCPガイドラインとの整合性も考慮が必要。
- ・ 中小企業の事業継続や強靱化への意識が高まることを期待。
- ・ 防災については、関連省庁をはじめ様々な計画があり、積極的に貢献していく所存。
- ・ 民間金融機関との個別取引については、各社の経営判断だが、災害時に地域のサプライチェーンが保たれることは金融機関のリスク管理の観点でも重要。リスク低減効果を期待したサービスの登場を期待。金融機関や支援機関が連携し、中小企業に即した支援が届くよう取り組んでいく所存。

以上